

関西大学法学研究所 第42回公開講座

裁判員裁判の現状

—大阪地方裁判所における覚せい剤事犯を素材として—

2009年5月に裁判員制度がスタートし、8月3日に東京地裁にて審理を開始した殺人事件に関する第1例に判決が下されて以来、かなりの数の、またさまざまな事件が全国の裁判所で裁判員裁判として扱われてきている。最高裁がホームページ上にてその結果を公表している裁判員経験者へのアンケート調査では、制度発足以前の「不評」とは裏腹に、圧倒的多数の経験者が裁判員を務めてよかった、と肯定的に回答している。

また、そのような全国的な動向のなかで、大阪地方裁判所においても第1例目の覚せい剤事犯を皮切りに、さまざまな事件に対して判決が下されてきている。そこで、本公開講座においては、大阪地方裁判所にて本年11月8日から11月19日の間に裁判員裁判として係属した覚せい剤事犯を素材として、裁判員裁判の具体的なありかたや問題点などを探っていく。

報告 河内 良 (弁護士・浅井綜合法律事務所)

司会 角田 猛之 (アジア法文化研究班主幹・法学部教授)

日時 平成22年12月10日(金) 16:20～17:50

場所 関西大学千里山キャンパス 第1学舎 2号館 B202教室

- 聴講自由 多数のご来場を歓迎いたします。
- 問合せ先 〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 研究所事務室
TEL 06-6368-0329 FAX06-6339-7721
E-mail: hogakuken@ml.kandai.jp



主催 関西大学法学研究所